

事 務 連 絡

令和8年8月7日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

令和8年熊本地震による被災者に対する  
森林環境税の職権免除について

令和8年熊本地震による被災者に対する森林環境税の免除の取扱いについては、「令和8年熊本地震による被災者に対する森林環境税の免除について」（令和8年8月4日付総務省自治税務局市町村税課事務連絡）によりお示しするとともに、管内市区町村への周知をお願いしているところです。

このうち、令和8年4月1日以降は、特定非常災害の指定を受けた場合において、災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであるときは、納税義務者からの免除に係る申請書の提出がなくても、市町村長が職権により免除することが可能となっています。

今般、令和8年8月7日付で「令和8年熊本地震による災害」が特定非常災害として指定されたことから、別添を送付しますので、その内容についてご了解いただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対し周知をお願いします。

(連絡先)

諸税係

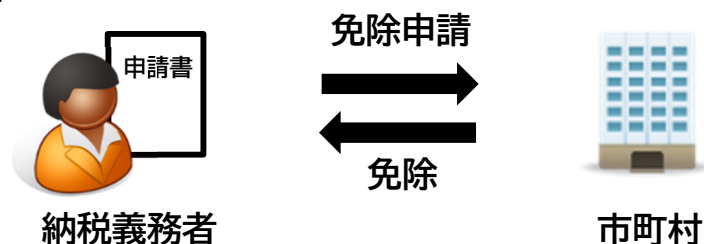
電話：03-5253-5670（直通）

- 森林環境税の免除の適用にあたっては、納税義務者からの免除に係る申請書の提出が必要とされている。
- しかしながら、大規模災害時には、避難所生活など申請書の提出が困難な場合が想定されるとともに、災害対応を行っている市町村の事務負担の軽減が必要である。
- このため、大規模災害時(※1)に、納税義務者が災害に係る免除要件に該当することが明らかである場合には、申請書の提出がなくても、市町村長が森林環境税を免除することを可能とする所要の措置を講ずる。

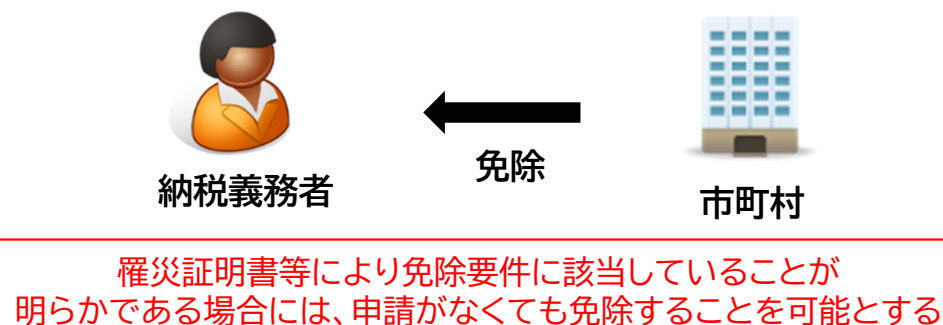
※1 特定非常災害として指定された非常災害。

※2 令和8年4月1日施行。

## 通常



## 令和8年4月1日以降追加(大規模災害時)



## 《森林環境税の災害に係る免除要件》

- ・ 災害により死亡した者
- ・ 災害により障害者となった者
- ・ 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の一定以上である者（損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が一定以下であるもの